改正後	改正前
（特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合） **第八条の七**　令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ハただし書の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三条第三号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合 二　次に掲げる要件を満たす運搬用パイプラインを用いて特別管理産業廃棄物（令第二条の四第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この号において同じ。）を収集又は運搬する場合 イ　異なる種類の特別管理産業廃棄物が混合しない構造を有するものであること。 ロ　特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。 ハ　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画の対象区域内に設置されているものであること。	（特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合） **第八条の七**　令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ハただし書の環境省令で定める場合は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三条第三号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。 （新規）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十五条の規定に基づき、環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十八日

環境大臣　伊藤信太郎

環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（削る）	（特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合の特例） **第一条**　地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）が、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）において、特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）の運搬に係るパイプライン使用の特例事業を実施することについて、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たって次の各号に掲げる要件を満たす運搬用パイプラインを用いる必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る運搬用パイプラインを用いる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第四条の二第一号ハただし書の環境省令で定める場合とみなす。 一　異なる種類の特別管理産業廃棄物が混合しない構造を有するものであること。